

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法人二税の 申告期限延長の取扱いについて

栃木県

栃木県では、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、法人二税の申告・納付期限の延長申請について次のとおり取り扱うことといたします。

1. 確定申告について

以下の方法により延長申請を受け付けています。

(1) 申告書の提出前に延長申請をする場合

栃木県県税条例第 13 条第 2 項又は地方税法第 53 条、第 72 条の 25 第 2 項ほか（第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む）に基づき申請書を提出してください。その際、「国税に提出した延長申請書の写」又は「代表者の印がある期限内に申請ができない経緯をまとめた任意の様式」を添付してください。詳細については、裏面（災害（地震・風水害等）による被災者に係る申告・納付等の期限の延長等について（法人県民税・事業税等））を参考としていただくようお願いします。

(2) 申告書の提出と同時に延長申請をする場合

- 右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載した法人税申告書控の写し
- e-Tax で提出した「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のある「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の写し

のいずれかを添付し法人税の申告から概ね二週間以内に法人二税の申告書を提出してください。その際、別途申請書の提出は必要ありません。

この場合、申告・納付期限は当該法人二税の申告書の提出日となります。なお、(1)の方法により申請を行うことも可能です。

2. その他申告・申請等について

栃木県県税条例第 13 条第 2 項の規定により、申請書を提出してください。その際の添付書類については 1 の(1)の方法に準じてください。

3. 電子申告について

eLTAX を利用して申告等の提出をする場合、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAX 様式）」の添付により、延長申請を行うことも可能です。

詳しくは eLTAX ホームページ をご確認ください。

**災害（地震・風水害等）による被災者に係る申告・納付等の
期限の延長等について（法人県民税・事業税等）**

災害による被害を受けた方で、期限までに法人二税の申告や納税が困難な状況にあるときは、納税者の申請に基づき、「申告・納付等の期限の延長」が認められる場合があります。また、別途申請により「納税の猶予」を受けられる場合もありますので、詳しくは 管轄の県税事務所にお問い合わせください。

※ 各法人が個別申請をしなければ延滞金や加算金が発生してしまう場合がありますので、お手数ですが、必ず申請していただきますようお願いします。

◆ **申告・納期限の延長手続きについて（次のどちらかによる延長申請ができます。）**

	栃木県県税条例第 13 条第 2 項 による期限の延長	地方税法第 53 条、第 72 条の 25 第 2 項 ほか（第 72 条の 28 第 2 項において準 用する場合を含む）による期限の延長 栃木県に主たる事務所等がある法人 （※2）
選択できる法人	すべての法人	栃木県に主たる事務所等がある法人 （※2）
提出書類	別紙様式第 1 号 罹災証明書（※1）	省令 13 号様式
提出期限	災害がやんでから速やかに	事業年度終了の日から 45 日以内
延長できる期間	災害がやんだ日から 2 か月以内	法人の指定した日まで（国税の取扱い に準じてください）
適用	すべての申告・申請・届出	確定申告

※1 写し可、ただし原本確認が必要となります。

※2 栃木県以外に主たる事務所等がある法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、栃木県への申請は不要です。
また、別途申請により「納税の猶予」を受けられる場合もありますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

◆ **お問い合わせ先**

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3022
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6202
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2136
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3414
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那珂川町	0287-43-2173
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4172
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1458
県税務課		028-623-2104